

2013年規定審議会決定に関する 管理委員会と理事会の決定

RI 定款の第 10 条第 6 節は、規定審議会によって採択された決議にかかわるすべての理事会の決定について、理事会が全ガバナーに通知することを義務づけています。2013 年規定審議会は、審議会で採択された決議案を検討することを、RI 理事会とロータリー財団管理委員会に要請しました。これを受け、管理委員会は、付託された案件を 2013 年 6 月会合で審議し、理事会は 2013 年 6 月および 10 月の会合で審議を行いました。以下は、これらの会合の議事録から、審議会からの付託案件に対する決定を抜粋したものです。また、RI 細則の第 5.020 節に従い、理事会の議事録や決定措置は、その会合後またはその措置が決定された 60 日以内に、ロータリーのウェブサイトに掲載されますのでご参照ください。

案件番号	決定
13-153	<p>新しい種類の会員(準会員)の導入を提案するための立法案を、次回の規定審議会に提出することを検討する件(2013年6月理事会会合、決定217号)</p> <p>決定:理事会は、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 準会員という会員種類に関心を寄せていただいた Belconnen ロータリークラブ (Australia, A.C.T)、および第9710地区に感謝する。 2. 現在、準会員の試験的プログラムは2014年6月30日の終了が予定されていることに留意する。 3. 準会員の試験的プログラムの結果に基づき、「準会員」の会員種類を導入するための立法案を2016年規定審議会にて提出することを検討する。
13-157	<p>ロータリーの目的(綱領)の第2項を、職業奉仕の指針として奨励する件(2013年6月理事会会合、決定218号)</p> <p>決定:理事会は、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 職業奉仕への関心と支援を寄せていただいた茅ヶ崎湘南ロータリークラブ(日本、神奈川)、および第2780地区に感謝する。 2. 本件を2013-14年度職業奉仕委員会に付託する。
13-166	<p>国際奉仕の分野に平和と紛争解決の活動を加えることを検討する件(2013年6月理事会会合、決定219号)</p> <p>決定:理事会は、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 平和と紛争解決分野の奉仕プロジェクトに関心を寄せていただいた Gebze ロータリークラブ(トルコ)、および第2420地区に感謝する。 2. 平和と紛争解決は重点分野の一つとして優先項目となっており、国際奉仕の機会としてロータリークラブおよび地区に積極的に推進されていることに留意する。 3. ロータリー章典の第8.050節「国際奉仕の基本原則」を取り消す。

<p>13-167</p>	<p>RI新世代奉仕デーを設立する件(2013年6月理事会会合、決定220号)</p> <p>決定:理事会は、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 青少年プログラムへの関心と支援を寄せていただいた Bloomington-Normal Sunset ロータリークラブ(USA, Illinois)、および第6490地区に感謝する。 2. ロータリーの奉仕パートナーである Youth Service America のプログラム、「世界青少年奉仕デー」への参加を、ロータリークラブと地区に奨励する。
<p>13-168</p>	<p>ロータリー・リーダーシップ研究会(RLI)を、RI参加の組織またはRIの常設プログラムとして指定することをRI理事会に要請する件(2013年10月理事会会合、決定48号)</p> <p>決定:理事会は、審議会決議案13-168(ロータリー・リーダーシップ研究会を、RI参加の組織またはRIの常設プログラムとして指定することをRI理事会に要請する件)を提案した地区に感謝する。しかし、現時点では決定を行わないことに同意する。</p>
<p>13-182</p>	<p>ロータリアンの孫がロータリー財団補助金プログラムに参加できるようにすることを検討する件(2013年6月理事会会合、決定221号)</p> <p>決定:理事会は、決議案13-182(ロータリアンの孫がロータリー財団補助金プログラムに参加できるようにすることを検討する件)および13-183(補助金の受領資格に関する指針の改正を検討する件)を管理委員会に付託する。</p> <p>ロータリアンの孫がロータリー財団補助金プログラムに参加できるようにすることを検討する件(2013年6月管理委員会会合、決定166号)</p> <p>決定:管理委員会は、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本提案を行った Glen Waverley ロータリークラブ(Australia, Vic.)に感謝する。 2. ロータリアンの親類が財団資金を受けることにより、利害が対立する、あるいは対立しているとみなされる事態を避けるため、ロータリアンの孫がロータリー財団補助金プログラムに参加できるようにすることに同意しない。
<p>13-183</p>	<p>補助金の受領資格に関する指針の改正を検討する件(2013年6月理事会会合、決定221号)</p> <p>決定:理事会は、決議案13-182(ロータリアンの孫がロータリー財団補助金プログラムに参加できるようにすることを検討する件)および13-183(補助金の受領資格に関する指針の改正を検討する件)を管理委員会に付託する。</p> <p>補助金の受領資格に関する指針の改正を検討する件(2013年6月管理委員会会合、決定167号)</p> <p>決定:管理委員会は、本提案を行った小田原ロータリークラブ(神奈川)に感謝するとともに、災害で命を落としたロータリアンの家族に財団補助金の受領資格があることに留意する。</p>